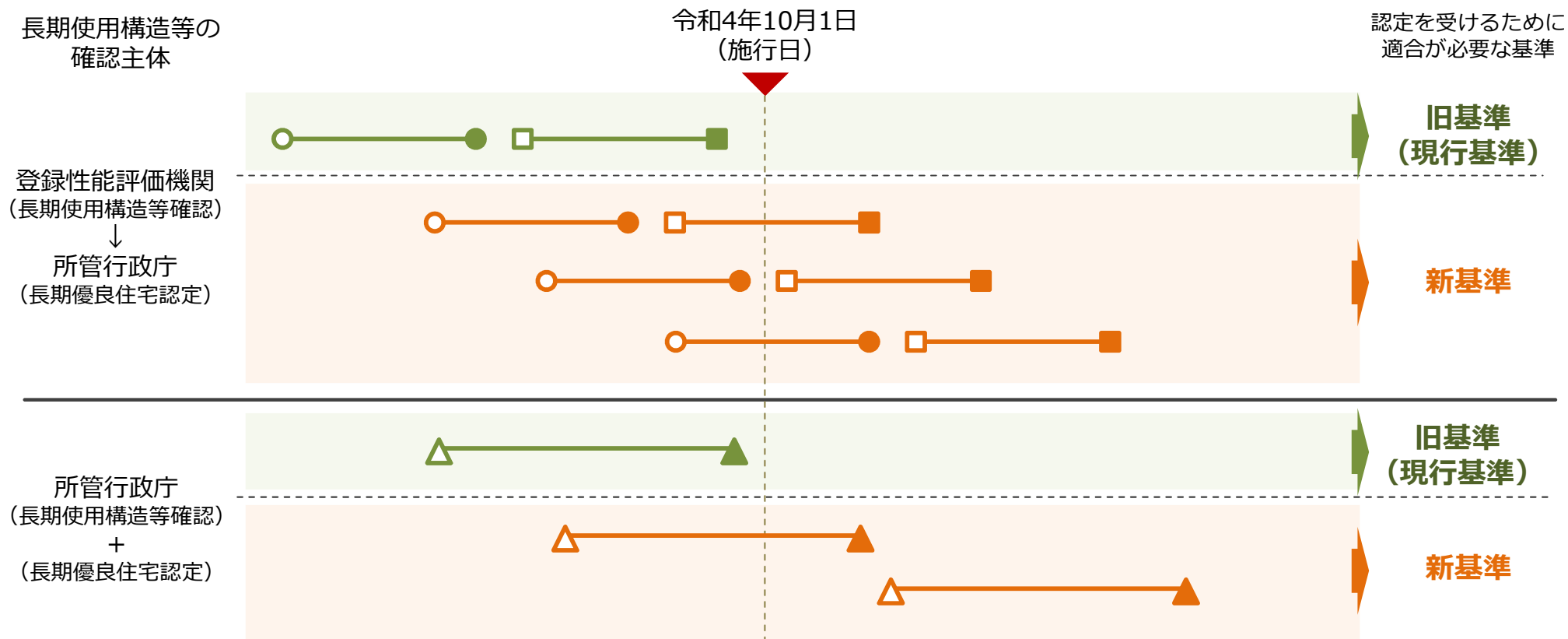


施行日前後の規模の基準の適用について

- 申請の時期にかかわらず、令和4年10月1日以降に所管行政庁の認定を受ける場合は、新基準を適用する。



長期使用構造等確認
(登録性能評価機関)



申請 確認書交付

長期優良住宅認定
(所管行政庁)



申請 認定書交付

長期優良住宅認定
(長期使用構造等確認を含む)
(所管行政庁)



申請 認定書交付